

中国語

介护保险制度

名古屋市政府

2024 年度

介护保险制度

2025 年（令和 7 年），本市“团块世代”将达到 75 岁，2040 年（令和 22 年）“团块二代”也将达到 65 岁，高龄化趋势日趋严重，除了 75 岁及以上的老年人，预计单身生活老年人、老年人单独构成家庭、痴呆高龄患者也将出现增加。

介护保险制度根据需要介护服务的居民状况及其家人的希望，提供保健、医疗、福祉的综合性服务，依靠社会整体的力量，解决介护问题这一年老后不安因素。

<介护保险的资金来源>

○居家上门服务				
公 费 50%	国家 20%	国家调整 补助金 5%	都道府县 12.5%	市町村 12.5%
保险费 50%	第 1 号被保险人（65 岁及以上居民） 的保险费：23%		第 2 号被保险人（40～64 岁居民）的保险费：27%	

○设施等服务				
公 费 50%	国家 15%	国家调整 补助金 5%	都道府县 17.5%	市町村 12.5%
保险费 50%	第 1 号被保险人（65 岁及以上居民） 的保险费：23%		第 2 号被保险人（40～64 岁居民）的保险费 27%	

1 机关

本市将各区政府福祉课作为窗口，开展被保险人资格认定、要介护认定等、保险费的计费征收等业务，同时支所区民福祉课也办理被保险人资格认定、要介护认定申请的受理等业务。此外，更新申请的邮件受理及认定通知的发送等业务由认定事务中心统一进行。

介護保険制度

本市では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を迎え、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向けて更に高齢化が進み、特に75歳以上の高齢者のほか、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみで構成される世帯、認知症の高齢者が増加すると見込まれています。

介護保険制度は、介護を必要とする方の状況や家族の希望に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に提供し、老後の不安要因である介護の問題を社会全体で支えることを目的としています。

<介護保険の財源>

○在宅サービスの場合

公 費 50%	国 20%	国の調整 交付金 5%	都道府県 12.5%	市町村 12.5%
保険料 50%	第1号被保険者（65歳以上の方） の保険料 23%		第2号被保険者（40～64歳の方）の保険料 27%	

○施設等サービスの場合

公 費 50%	国 15%	国の調整 交付金 5%	都道府県 17.5%	市町村 12.5%
保険料 50%	第1号被保険者（65歳以上の方） の保険料 23%		第2号被保険者（40～64歳の方）の保険料 27%	

1 機関

本市では、区役所福祉課が窓口となり、被保険者資格、要介護認定等、保険料の賦課徴収等の業務を行っており、支所区民福祉課においても被保険者資格、要介護認定申請の受付等の業務を行っています。

なお、更新申請の郵送受付や認定通知の発送などの業務は、認定事務センターで集約して行っています。

2 被保险者（已投保介护保险的居民）

被保险者分为两种，分别是第 1 号被保险者与第 2 号被保险者。

第 1 号被保险者	在本市拥有住所的 65 岁及以上居民
第 2 号被保险者	在本市拥有住所，并已投保医疗保险的 40 至 64 岁居民

居住于名古屋市，且满足以下所有条件的外国居民也须投保名古屋市的介护保险。

○已完成居民登录

○持有在留资格，并计划在日本滞留超过 3 个月（入国管理局批准，但不包括大使馆工作人员等持因公签证的人。）

○40 岁及以上（如不足 65 岁，则必须已投保日本的公共医疗保险。）

如在留期间为 3 个月及以下，但根据实际居住状态被视为滞留期将超过 3 个月，则必须投保。请向住所所在区的区政府福祉课或支所区民福祉课提交投保申请。

被保险者证的交付对象为所有第 1 号被保险者，以及提交了保险证交付申请的第 2 号被保险者、提交了要介护认定等申请的居民。

2 被保険者（介護保険に加入する方）

被保険者には第1号被保険者と第2号被保険者があります。

第1号被保険者	本市に住所を有する65歳以上の方
第2号被保険者	本市に住所を有する40～64歳の医療保険に加入している方

名古屋市にお住まいの外国人の方で次の要件に全てあてはまる方は、名古屋市の介護保険に加入していただきます。

- 住民登録をされている方
- 適格な在留資格を有し、3か月を越えて日本に滞在予定の方（入国管理局が認めたもの。ただし、大使館員など公用ビザを持っている人は除きます。）
- 40歳以上の方（ただし、65歳未満の方については、日本の公的医療保険に加入している必要があります。）

なお、在留期間が3か月以下であっても生活実態から3か月を越えて滞在していると認められる方は、加入していただきます。お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課にお届けください。

被保険者証は、第1号被保険者全員と、第2号被保険者のうち保険証の交付申請をした方及び要介護認定等の申請をした方に交付します。

3 介护保险费

- (1) 第1号被保险人(65岁及以上居民)的保险费
根据所得等因素,保险费金额分为18级别,并已采取措施,避免低所得居民的负担过重。
2024年度至2026年度期间的各个年度应缴纳保险费如下所示。

A. 保险费金额

保险费级别分类			保险费(年金额)
第1级别	所有家庭成员均免征市町村民税,且正在领取生活保护的居民或老龄福祉年金领取者		20,851日元 (基准额×0.25)
第2级别	所有家庭成员均免征市町村民税	本人的年金收入与合计所得金额(不包括年金收入的相关所得)一共为80万日元及以下的居民	20,851日元 (基准额×0.25)
第3级别		本人的年金收入与合计所得金额(不包括年金收入的相关所得)一共超过80万日元,在120万日元及以下的居民	33,362日元 (基准额×0.4)
第4级别		本人的年金收入与合计所得金额(不包括年金收入的相关所得)一共超过120万日元的居民	57,132日元 (基准额×0.685)
第5级别	本人免征市町村民税,同一家庭中有成员需要缴纳市町村民税	本人的年金收入与合计所得金额(不包括年金收入的相关所得)一共为80万日元及以下的居民	70,893日元 (基准额×0.85)
第6级别		本人的年金收入与合计所得金额(不包括年金收入的相关所得)一共超过80万日元的居民	83,403日元 (基准额)
第7级别	本人需要缴纳市町村民税	本人的合计所得金额不足80万日元的居民	87,574日元 (基准额×1.05)
第8级别		本人的合计所得金额为80万日元及以上,不足125万日元的居民	91,744日元 (基准额×1.1)
第9级别		本人的合计所得金额为125万日元及以上,不足200万日元的居民	104,254日元 (基准额×1.25)
第10级别		本人的合计所得金额为200万日元及以上,不足290万日元的居民	125,105日元 (基准额×1.5)
第11级别		本人的合计所得金额为290万日元及以上,不足400万日元的居民	141,786日元 (基准额×1.7)
第12级别		本人的合计所得金额为400万日元及以上,不足520万日元的居民	158,466日元 (基准额×1.9)
第13级别		本人的合计所得金额为520万日元及以上,不足620万日元的居民	175,147日元 (基准额×2.1)
第14级别		本人的合计所得金额为620万日元及以上,不足720万日元的居民	191,827日元 (基准额×2.3)
第15级别		本人的合计所得金额为720万日元及以上,不足820万日元的居民	208,508日元 (基准额×2.5)
第16级别		本人的合计所得金额为820万日元及以上,不足1,000万日元的居民	225,189日元 (基准额×2.7)
第17级别		本人的合计所得金额为1,000万日元及以上,不足1,500万日元的居民	241,869日元 (基准额×2.9)
第18级别		本人的合计所得金额为1,500万日元及以上的居民	258,550日元 (基准额×3.1)

3 介護保険料

(1) 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

保険料の額は、所得などに応じて18段階となっています。低所得の方の負担が重くならないように配慮されています。

令和6年度から令和8年度の各年度に納めていただく保険料は次のとおりです。

ア 保険料額

保険料段階区分			保険料(年額)
第1段階	生活保護等を受けている方、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方		20,851円 (基準額×0.25)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の方	20,851円 (基準額×0.25)
第3段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方	33,362円 (基準額×0.4)
第4段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が120万円を超える方	57,132円 (基準額×0.685)
第5段階	本人が市町村民税非課税で	本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の方	70,893円 (基準額×0.85)
第6段階	同じ世帯に市町村民税課税者あり	本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超える方	83,403円 (基準額)
第7段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額が80万円未満の方	87,574円 (基準額×1.05)
第8段階		本人の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	91,744円 (基準額×1.1)
第9段階		本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	104,254円 (基準額×1.25)
第10段階		本人の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	125,105円 (基準額×1.5)
第11段階		本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	141,786円 (基準額×1.7)
第12段階		本人の合計所得金額が400万円以上520万円未満の方	158,466円 (基準額×1.9)
第13段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	175,147円 (基準額×2.1)
第14段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	191,827円 (基準額×2.3)
第15段階		本人の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	208,508円 (基準額×2.5)
第16段階		本人の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	225,189円 (基準額×2.7)
第17段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	241,869円 (基準額×2.9)
第18段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上の方	258,550円 (基準額×3.1)

- 实际缴纳的保险费将舍去未满 10 日元的金额。
- 年金收入不包括“遗族年金”及“障害年金”等非课税年金。
- “合计所得金额”是指去年 1 月至 12 月一年期间的年金所得、工资所得、事业所得、房地产及股票等转让所得等各项所得的合计金额。如适用房地产等转让所得的相关“特别扣除”，则“合计所得金额”为扣除该扣除额后的金额。此外，对于免征市町村民税的居民（第 2 级别～第 6 级别），将从其工资所得金额（如同时拥有工资所得及年金收入的相关所得，则为适用所得金额调整扣除前金额）中扣除 10 万日元。如合计所得金额为负数，则按“0”计算。

B. 缴纳方式

关于老龄/退職、遗族、障害年金中，如其中任意一项的全年领取额为 18 万日元及以上，则从年金中代为扣除（特别征收）。非特别征收的居民须通过银行转账（自动汇付）方式，或持缴纳单进行缴纳（普通征收）。

C. 保险费的宽限期与减免

如因受灾导致住宅等财产蒙受严重损失，或因拥有主要经济收入的家人长期住院等原因难以缴纳保险费，提交申请后可能获得保险费的宽限期或者减免。

有关详情，请咨询住所所在区的区政府福祉课或支所区民福祉课。

D. 针对拖欠者的措施

如未在指定期限前完成保险费的缴纳，则根据地方税滞纳处分案例，为确保执行财产没收，将前往滞纳者的工作单位，进行工资调查等各种财产调查，滞纳者最终可能遭到没收财产的处罚。

此外，如无特殊情况而滞纳保险费达 1 年以上，在使用介护服务、介护预防服务时，根据滞纳期间长短，将对以下介护保险的提供进行限制。

在被采取该类措施后，保险费的缴纳义务不会消失。

○如保险费滞纳期间达 1 年以上

在使用介护服务、介护预防服务后，服务使用者须暂时支付费用的全额。向区政府提交申请，暂时支付的保险福利相关费用将在日后退回。

○如保险费滞纳期间达 1 年 6 个月以上

在使用介护服务、介护预防服务后，服务使用者须暂时支付费用的全额。即使向区政府提交申请，保险福利相关费用也将暂时停止退还，用于充当未缴纳的保险费。

○如保险费滞纳期间达 2 年以上，则根据滞纳期间长短，提升使用者负担比例（※），并停止发放高额介护服务费等。

※使用者负担从 10%或 20%提升至 30%

使用者负担从 30%提升至 40%

- 実際に納めていただく保険料は10円未満を切り捨てた額になります。
- 年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。
- 合計所得金額とは、前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額です。なお、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、この控除額を差し引いた金額となります。また、市町村民税非課税者（第2段階～第6段階）においては、給与所得金額（給与所得と年金収入に係る所得の双方を有する場合に適用される所得金額調整控除前の金額）から10万円を控除します。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

イ 納付方法

老齢・退職、遺族、障害年金のうちいずれか1つでも年額18万円以上受給されている方は、年金から天引き（特別徴収）します。特別徴収以外の方は口座振替（自動払込）または納付書により納付（普通徴収）していただきます。

ウ 保険料の納付の猶予・減免

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、保険料の納付にお困りの方は、申請により保険料の納付が猶予または減免されることがあります。

お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課にご相談ください。

エ 未納者に対する措置

指定期限までに保険料をお支払いいただけない場合は、地方税の滞納処分の例によって、差押えのために勤務先への給与調査等の財産調査が行われ、財産の差押えを受けることになります。

また、特別な事情もなく保険料を1年以上納めないと、介護サービス・介護予防サービスを利用したときに、納めていない期間に応じて以下のように介護保険の給付について制限を受けます。

なお、このような措置を受けても保険料の支払義務はなりません。

○保険料を1年以上納めないと

介護サービス・介護予防サービスを利用したとき、費用の全額をいったん利用者が支払うことになります。区役所に申請すると、保険給付が後日払い戻されます。

○保険料を1年6か月以上納めないと

介護サービス・介護予防サービスを利用したとき、費用の全額をいったん利用者が支払うことになります。区役所に申請しても保険給付の払い戻しが一時差し止められ、納めていない保険料に充てられることがあります。

○保険料を2年以上納めないと

納めていない期間に応じて、利用者負担が引き上げられ（※）、高額介護サービス費等も支給されません。

※利用者負担1割または2割の方→3割

利用者負担3割の方→4割

(2) 第2号被保险者(40~64岁居民)的保险费

医疗保险的保险费加上介护保险的保险费一并缴纳。已投保国民健康保险的居民,由户主作为国民健康保险费进行缴纳;已投保工作单位健康保险的居民,从工资、奖金中代扣缴纳。

(2) 第2号被保険者(40～64歳の方)の保険料

医療保険の保険料に介護保険分の保険料を合わせて納めます。国民健康保険に加入している方は国民健康保険料として世帯主が納め、職場の健康保険に加入している方は給与および賞与から徴収されます。

4 介护服务

（1）有资格使用介护服务等居民

关于使用介护服务等资格，须为已获得要支援/要介护认定的居民。该认定分为7个分类，分别为要支援1・2、要介护1～5，根据认定调查的结果以及主治医师的意见书，由以保健、医疗、福祉专家组成，并设置于各区的“介护认定评审会”进行审查、做出判定。

第1号被保险人	判断需要提供介护、支援的居民（如需要介护服务，不论何种原因，例如疾病、受伤，都有资格成为介护服务对象。）
第2号被保险人	因脑血管疾病及癌症（※）等加龄导致的16种疾病，判断需要提供介护、支援的居民 ※癌症：仅限于根据医师一般认可的医学见解，判断其状态已无望康复的种类

★要介护认定等的申请

如要提交新申请或分类变更申请，请前往住所所在区的区政府福祉课或支所区民福祉课办理。如要提交更新申请，请邮寄至介护认定事务中心。

不仅可由本人及家人直接提交，也可由“活力（IKI IKI）支援中心”及居家介护支援服务商、介护保险设施等代理申请。

◆申请所需材料

○65岁及以上居民（第1号被保险人）
介护保险被保险人证

○40～64岁居民（第2号被保险人）
已投保医疗保险的被保险人证资格确认书
（2024年12月起无需提交）

（2）介护服务等的内容

关于可凭介护保险使用的服务，有以下居家类服务与设施/入住类服务。如希望使用居家类服务，原则上要介护者应要求居家类介护服务商制定服务计划（护理方案）；要支援者则应要求活力（IKI IKI）支援中心及介护预防支援服务商制定服务计划（护理方案）。

4 介護サービス

(1) 介護サービス等を利用できる方

介護サービス等を利用できる方は、要支援・要介護の認定を受けた次の方です。この認定には、要支援1・2と要介護1～5の7つの区分があり、認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、各区に設置された保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会で審査・判定を行います。

第1号被保険者	介護や支援が必要と認定された方（病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護サービスの対象となります。）
第2号被保険者	脳血管疾患やがん（※）など加齢に伴う16種類の病気により、介護や支援が必要と認定された方 ※がん：医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る

★要介護認定等の申請

新規申請・区分変更申請の受付は、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課が窓口となります。更新申請の受付は介護認定事務センターへの郵送でのご提出となります。

本人や家族だけでなく、いきいき支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設等に申請を代行してもらうことができます。

◆申請に必要なもの

○65歳以上の方（第1号被保険者）

介護保険被保険者証

○40～64歳の方（第2号被保険者）

加入している医療保険の被保険者証資格確認書

（令和6年12月以降は無くて可）

(2) 介護サービス等の内容

介護保険で利用できるサービスには、次の在宅系サービスと施設・居住系サービスがあります。在宅系サービスを利用するには、原則として要介護者は居宅介護支援事業者に、要支援者はいきいき支援センターや介護予防支援事業者サービス計画（ケアプラン）を作成してもらう必要があります。

★活力（IKI IKI）支援中心（地区综合支援中心）简介

作为老年人的日常咨询窗口，各地区均设置了活力（IKI IKI）支援中心。活力（IKI IKI）支援中心配置有保健师、社会福祉士、主任介护支援专员等人员，负责进行要支援认定者的护理管理等工作。

居家类服务

可居家使用的服务	1. 家访介护 (家庭助理服务)	由家庭护工等人员家访提供介护服务，并帮助处理家务。
	2. 夜间应对型家访介护	由家庭护工等人员夜间家访提供介护服务。
	3. 家访入浴介护	驾驶载有浴缸的入浴车家访提供入浴介护服务。
	4. 家访看护	由护士等人员家访提供看护服务，并进行诊疗辅助。
	5. 家访康复	由物理治疗师及职业治疗师、言语治疗师家访提供康复服务。
	6. 定期巡回/随时应对型 家访介护看护	昼间、夜间全程，家访介护与家访看护相互协作，开展短时间的定期巡回型家访，提供随时应对服务。
	7. 居家营养管理指导	由医师、牙医、药剂师等人员家访提供疗育方面的管理及指导。
	8. 福祉用品租赁	开展轮椅、特殊床铺、坡道等福祉用品的租赁。（根据“要介护度”，部分用品不属于出租范围。）
	9. 发放福祉用品购买费用	如向指定的商家购买福祉用品，将发放部分购买费用。
	10. 发放住房改造费	对于为进行介护而实施的小规模住房改造，将发放部分改造费用。
	11. 生活援助型送餐服务 (市町村特别福利)	向服务使用者住所送餐，同时进行本人的安全确认，必要时与相关机构进行联系。
日托服务	12. 日托介护（昼间服务）	在昼间服务中心等设施提供入浴、用餐以及其他日常生活所需的介护服务。
	13. 地区紧贴型日托介护	在员额为18人及以下的日托服务中心等设施提供入浴、用餐以及其他日常生活所需的介护服务。
	14. 痴呆患者日托介护	以痴呆患者为对象，在昼间服务中心等设施提供入浴、用餐以及其他日常生活所需的介护服务。
	15. 日托康复 (日托护理)	在相关设施等处，根据医师的指示，由物理治疗师及职业治疗师等人员提供康复服务。
短期入住服务	16. 短期入住生活介护	短期内入住特别养护老人之家等设施，提供介护服务。
	17. 短期入住疗养介护	短期内入住介护老人保健设施等处，在医学管理的基础上提供介护服务。
服务其他	18. 小规模多功能型居家介护	除了前往服务商设施的“昼间往返”服务，同时提供“家访”与“住宿”的组合方式服务。
	19. 看护小规模多功能型居家介护	提供小规模多功能型居家介护与家访看护的组合方式服务。
	20. 居家介护支援	由介护支援专员（照护经理）制定介护服务计划（护理方案）。（对象仅限要介护居民）
	21. 介护预防支援	与本人、家人一同制定介护预防服务计划（护理方案）。（对象仅限要支援居民）

★いきいき支援センター（地域包括支援センター）とは

いきいき支援センターは高齢者の身近な相談窓口として地区ごとに設置されています。いきいき支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などが配置されており、要支援認定者のケアマネジメント等を行っています。

在宅系サービス

居宅で利用するサービス	1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、介護や家事の援助をします。
	2. 夜間対応型訪問介護	ホームヘルパーなどが夜間に訪問して介護をします。
	3. 訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で居宅を訪問して、入浴の介護をします。
	4. 訪問看護	看護師などが居宅を訪問して、看護や診療の補助を行います。
	5. 訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して、リハビリテーションを行います。
	6. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら短時間の定期巡回型の訪問と随時の対応を行います。
	7. 居宅療養管理指導	医師・歯科医・薬剤師などが居宅を訪問して、療育上の管理や指導を行います。
	8. 福祉用具貸与	車いす、特殊寝台やスロープなどの福祉用具の貸し出しを行います。（要介護度によっては利用できないものもあります。）
	9. 福祉用具購入費の支給	指定を受けた事業者から福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。
	10. 住宅改修費の支給	介護のための小規模な住宅改修について、その費用の一部を支給します。
	11. 生活援助型配食サービス（市町村特別給付）	利用者の居宅に食事を配達するとともに本人の安否確認を行い、必要な場合には関係機関に連絡します。
日帰りで通うサービス	12. 通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活に必要な介護をします。
	13. 地域密着型通所介護	定員が18人以下のデイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活に必要な介護をします。
	14. 認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活に必要な介護をします。
	15. 通所リハビリテーション（デイケア）	施設などで、医師の指示のもとに、理学療法士や作業療法士などがリハビリテーションを行います。
短期入所サービス	16. 短期入所生活介護	短期間、特別養護老人ホームなどの施設に入所して、介護をします。
	17. 短期入所療養介護	短期間、介護老人保健施設などの施設に入所して、医学的管理のもとでの介護をします。
その他のサービス	18. 小規模多機能型居宅介護	事業所への「通い」サービスのほか、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて提供します。
	19. 看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせて提供します。
	20. 居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。（要介護の方のみ対象）
	21. 介護予防支援	本人や家族とともに介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。（要支援の方のみ対象）

◆居家类服务的使用限度额

居家类服务按照要支援/要介护度，分别设定了利用限度额。

（不包括居家疗养管理指导、发放福祉用品购买费用、发放住房改造费、生活援助型送餐服务（市町村特别福利）。）

要支援 1	每月 5,032 单位
要支援 2	每月 10,531 单位
要介护 1	每月 16,765 单位
要介护 2	每月 19,705 单位
要介护 3	每月 27,048 单位
要介护 4	每月 30,938 单位
要介护 5	每月 36,217 单位

设施/入住类服务

获得要介护 1～5 认定的居民有资格使用设施/入住类服务。（部分服务的对象居民存在差异。）

痴呆患者集体生活介护	痴呆患者可入住集体生活住宅，使用日常生活支援及机能训练等服务。（对象包括要支援 2 的居民。）
特定设施入住者生活介护	已入住指定的特定设施的居民，可使用该设施提供的介护等服务。（对象包括要支援 1・2 的居民。）
地区紧贴型特定设施入住者生活介护	可在员额为 29 人及以下的特定设施使用介护等服务。
介护老人福祉设施 (特别养护老人之家)	对于随时需要介护，但难以居家介护的卧床不起居民、痴呆患者提供介护服务的设施。 ※原则上对象为获得要介护 3～5 的居民。
地区紧贴型介护老人福祉设施 (特别养护老人之家)	员额为 29 人及以下的小规模特别养护老人之家。 ※原则上对象为获得要介护 3～5 的居民。
介护老人保健设施	为促进状态稳定的居民早日回家生活，提供康复及介护服务的设施。
介护医疗院	综合性提供长期疗养医疗与日常生活介护服务的设施。

◆在宅系サービスの利用限度額

在宅系サービスには、要支援・要介護度ごとに利用限度額が設定されています。
(居宅療養管理指導、福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給、生活援助型配食サービス（市町村特別給付）は除きます。)

要支援 1	1 か月あたり	5, 0 3 2 単位
要支援 2	1 か月あたり	1 0, 5 3 1 単位
要介護 1	1 か月あたり	1 6, 7 6 5 単位
要介護 2	1 か月あたり	1 9, 7 0 5 単位
要介護 3	1 か月あたり	2 7, 0 4 8 単位
要介護 4	1 か月あたり	3 0, 9 3 8 単位
要介護 5	1 か月あたり	3 6, 2 1 7 単位

施設・居住系サービス

施設・居住系サービスは、要介護 1～5 と認定された方が利用できます。(サービスによって対象となる方が異なります。)

認知症対応型共同生活介護	認知症の方が共同生活する住宅で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。(要支援 2 の方も対象となります。)
特定施設入居者生活介護	指定を受けた特定施設に入居している方が、その施設が行う介護などのサービスが受けられます。(要支援 1・2 の方も対象となります。)
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の特定施設において介護などのサービスが受けられます。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、家庭での介護が困難な寝たきりや認知症の方に対し、介護を行う施設です。 ※原則、要介護 3～5 と認定された方が対象となります。
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームです。 ※原則、要介護 3～5 と認定された方が対象となります。
介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

◎共生型服务

家访介护、日托介护、地区紧贴型日托介护、短期入住生活介护、预防专门型家访服务、预防专门型日托服务被定位为“共生型服务”，残疾人使用介护保险时，可以继续享受一直使用的残疾福祉服务商提供的服务。如需了解更多信息，请咨询照护经理或正在使用的服务商。

◎共生型サービス

訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・短期入所生活介護・予防専門型訪問サービス・予防専門型通所サービスは、共生型サービスとして位置づけられ、障害のある方が介護保険を利用する場合、これまで利用していた障害福祉事業所から引き続きサービスを受けられる場合があります。詳しくはケアマネジャーや現在ご利用の事業所などへご確認ください。

5 介护预防/生活支援服务事业

(1) 有资格使用介护预防/生活支援服务事业的居民（事业对象者）

如希望使用介护预防/生活支援服务事业，需要获得要支援认定，或者通过基本检查列表获得判定。

在提交要介护/要支援认定申请后，即使结果为不符合标准，也可另外通过基本检查列表获得判定。如最终判断属于介护预防/生活支援服务事业的对象者，则有资格使用该服务。

★填写基本检查列表

办理窗口为负责居住地区相关工作的活力（IKI IKI）支援中心或住所所在区的区政府福祉课、支所区民福祉课。

窗口人员会发放基本检查列表表格，请针对表格中列举的提问，选择填写符合本人状态的选项。

“基本检查列表”判定当天给出结果。

◆窗口所需材料

○65 岁及以上居民（第 1 号被保险人）
介护保险被保险人证

(2) 介护预防/生活支援服务事业的内容

可享受生活支援服务，预防出现需要介护的状态，争取实现生活自理。

可居家使用的服务	1. 预防专门型家访服务 该项服务由家庭护工进行家访，为帮助促进生活机能的维持及提升，提供身体介护及打扫卫生、洗衣等生活支援。
	2. 生活支援型家访服务 该项服务由已完成名古屋市实施的介护与生活支援技术学习培训的工作人员进行家访，根据自理计划，提供打扫卫生、洗衣、烹饪等的生活支援。
	3. 地区互助型家访服务 该项服务由当地健康老年人为主组成的志愿者进行家访，针对垃圾排放、更换灯泡等日常生活中的小问题，提供生活支援。 ※使用者无需负担费用。 交付“地区互助手帐”时需要缴纳实际成本费用 300 日元。

5 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業を利用できる方（事業対象者）

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望される方は、要支援認定を受けていただくか、または基本チェックリストによる判定を受けていただく必要があります。

要介護・要支援認定の申請をされ、その結果が非該当だった方でも、別途基本チェックリストによる判定を受けていただくことができます。その結果、介護予防・生活支援サービス事業の対象者と判定された場合、このサービスを利用することができます。

★基本チェックリストの記入

窓口は、お住いの地域を担当するいきいき支援センターまたはお住いの区の区役所福祉課・支所区民福祉課です。

窓口で、基本チェックリストの用紙をお渡ししますので、記載された質問について、ご本人の状態にあてはまる選択肢を選んで記入していただきます。

「基本チェックリスト」による判定は、当日に結果がわかります。

◆窓口で必要なもの

- 65歳以上の方（第1号被保険者）
介護保険被保険者証

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の内容

介護が必要な状態になることを予防し、自立した生活を目指した生活支援のサービスを受けられます。

家庭で利用するサービス	1. 予防専門型訪問サービス ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、生活機能の維持・向上を図るために、身体介護及び掃除・洗濯等の生活支援を受けていただくサービスです。
	2. 生活支援型訪問サービス 名古屋市が開催する介護や生活支援の技術を学ぶ研修を修了した方等に居宅を訪問してもらい、自立を目指した計画のもと、掃除・洗濯・調理等の生活支援を受けていただくサービスです。
	3. 地域支えあい型訪問サービス 地域の元気な高齢者を中心としたボランティアが自宅を訪問し、ゴミ出しや電球の交換等の日常のちょっとした困りごとに対する生活支援を受けていただくサービスです。 ※利用者負担はありません。 なお、地域支えあい手帳の交付にあたっては、実費300円が必要となります。

日托服务	4. 预防专门型日托服务 该项服务在昼间服务中心等设施，开展用餐、入浴等介护及机能训练。
	5. 迷你昼间型日托服务 该项服务在昼间服务中心等设施，为促进生活自理、运用“活力健康课程”开展机能训练等活动。
	6. 运动型日托服务 在昼间服务中心及介护老人保健设施、健身俱乐部等处，为了防止跌倒、保持腰腿肌肉力量，传授也可在家进行的轻缓运动及体操等。
生活支援	7. 自理支援型送餐服务 为了确保生活自理、改善营养，1 天最多 1 餐，上门配送便当。此外，送餐时将进行安全确认，必要时联系相关机构。

◆使用限度额

各项服务（不包括地区互助型）设有可使用服务的上限。

要支援 1・2 的居民如同时使用介护服务，则按照介护服务使用份额的合计单位进行判断。

要支援 1・事业对象者	每月 5,032 单位
要支援 2	每月 10,531 单位

日 帰 り で 通 う サ ー ビ ス	4. 予防専門型通所サービス デイサービスセンター等の施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。
	5. ミニデイ型通所サービス デイサービスセンター等の施設において、自立した生活を目指し、「いきいき元気プログラム」を活用した機能訓練等を受けていただくサービスです。
	6. 運動型通所サービス デイサービスセンターや介護老人保健施設、フィットネスクラブ等において、転倒防止や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操等を行います。
サ ー ビ ス 支 援	7. 自立支援型配食サービス 自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度として、居宅に弁当の配達を行います。また、配達時に安否確認を行い、必要な場合には関係機関等に連絡させていただきます。

◆利用限度額

各サービス（地域支えあい型を除く）には、利用できるサービスの限度があります。要支援1・2の方が、介護サービスもあわせて利用された場合は、介護サービス利用分も含めた合計単位で判断します。

要支援1・事業対象者	1か月あたり	5, 032単位
要支援2	1か月あたり	10, 531単位

6 一般介护预防事业

(1) 有资格使用一般介护预防事业的居民

所有 65 岁及以上居民

用户无需负担费用。须另行缴纳教材费、住宿费等实际成本费用。

保健中心	1. 活力学习班 在各区保健中心等处，举办预防痴呆及运动机能、营养、口腔健康等相关介护学习班及讲座等活动。 【咨询方式】各区保健中心
福社会馆	2. 预防痴呆教室 在各区福社会馆，除了开展有助于预防痴呆的运动，还会举办学习班，学习痴呆预防知识及相关活动。 【咨询方式】各区福社会馆
社区中心	3. 老年人朝气长寿推进事业 在社区中心等熟悉的场所，通过娱乐和兴趣班等方式，开展能够结交朋友的课程。 【咨询方式】各区社会福祉协议会
大学	4. 名古屋健康学院 为了提供改善健康的机会，与大学开展合作，举办注重科学依据、可长久参与的趣味健康改善讲座。 【咨询方式】健康福祉局 健康增进课 电话 263-3126
熟悉的场所	5. 老年人沙龙 老年人熟悉的场所，可供老年人轻松聚会，愉快加深彼此的交流。由地区居民等人士举办老年人沙龙。 【咨询方式】各区社会福祉协议会

6 一般介護予防事業

(1) 一般介護予防事業を利用できる方

65歳以上のすべての方

利用者負担はありません。ただし、教材費や宿泊費等の実費負担は別途必要です。

保健センター	1. いきいき教室 各区の保健センター等において、認知症予防や運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等を開催しています。 【お問い合わせ先】各区の保健センター
福祉会館	2. 認知症予防教室 各区の福祉会館において、認知症予防のための運動を行うほか、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催しています。 【お問い合わせ先】各区の福祉会館
コミュニティセンター	3. 高齢者はつらつ長寿推進事業 コミュニティセンターなどの身近な場所において、レクリエーションや趣味の教室等を通じて仲間づくりのできるプログラムを行っています。 【お問い合わせ先】各区の社会福祉協議会
大学	4. なごや健康カレッジ 健康づくりのきっかけとなるよう、大学と連携して科学的根拠を重視した、楽しく続けられる健康づくり講座を開催しています。 【お問い合わせ先】健康福祉局 健康増進課 電話 263-3126
身近な場所	5. 高齢者サロン 高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流できる場所です。地域の住民の方などが高齢者サロンを開催しています。 【お問い合わせ先】各区の社会福祉協議会

7 使用者负担等事宜

(1) 使用者负担

原则上，所发生的费用（介护报酬）的 10%（所得达到一定水平时为 20%或 30%）由使用者负担（使用者无需负担服务计划（护理方案）的制定费用）。关于负担比例，根据本人及同一家庭的 65 岁及以上居民所得决定。须另外负担餐费、住宿费（住宿费）、美容费等日常生活所需的实际成本费用。

负担比例	基 准（符合以下①、②任何一种情况时）
30%	①本人的合计所得金额（※1）为 220 万日元及以上 ②同一家庭中 65 岁及以上居民年金收入（※2）与合计所得金额（不包括年金收入的相关所得）一共为 ┌ 单身家庭 340 万日元及以上 └ 2 人及以上家庭 463 万日元及以上
20%	①本人的合计所得金额（※1）为 160 万日元及以上 ②同一家庭中 65 岁及以上居民年金收入（※2）与合计所得金额（不包括年金收入的相关所得）一共为 ┌ 单身家庭 280 万日元及以上 └ 2 人以上家庭 346 万日元及以上
10%	上述以外的居民

・除以上表格规定，免征市町村民税及领取生活保护的 64 岁及以下居民负担比例为 10%。

※1 “合计所得金额”是指去年 1 月至 12 月一年期间的所得总额（事业所得、工资所得、杂项所得等）、房地产等的转让所得等金额（特别控除后）、上市股票等的股息所得金额、股票等的转让所得金额等的合计金额（损失的结转控除前）。考虑到 2018 年度税制修改后所得控除、公共年金等控除额下调导致的影响，设为未下调时的金额进行计算。

※2 年金收入不包括“遗族年金”及“障害年金”等非课税年金。

(2) 高额介护服务费

如同一家庭的使用者支付的每月本人负担合计超过一定上限额时，提交申请后，作为高额介护服务费，可领取超过的部分。但福祉用品的购买费用及住房改造所需费用、设施住宿费（住宿费）、餐费等费用不属于高额介护服务费的对象。

<使用者负担的上限>

（每月）

使用者负担等级分类	上限额
生活保护的领取者等	15,000 日元(个人)
所有家庭成员均免征市町村民税	・老龄福祉年金领取者 ・年金收入 ^{※1} 与合计所得金额 ^{※2} 一共为 80 万日元及以下的居民 15,000 日元(个人)

7 利用者負担等

(1) 利用者負担

原則としてかかった費用（介護報酬）の額の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）を負担します（サービス計画（ケアプラン）の作成費用については、利用者負担はありません）。負担割合は、本人や同一世帯の65歳以上の方の所得に応じて決まります。ただし、食費や居住費（滞在費）、理美容代などの日常生活に要する実費は別に負担します。

負担割合	基 準（以下①②のいずれにも該当する場合）
3割	①本人の合計所得金額（※1）が 220 万円以上 ②同一世帯の65歳以上の方の年金収入（※2）と 合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が { 単身世帯 340 万円以上 2人以上世帯 463 万円以上
2割	①本人の合計所得金額（※1）が 160 万円以上 ②同一世帯の65歳以上の方の年金収入（※2）と 合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が { 単身世帯 280 万円以上 2人以上世帯 346 万円以上
1割	上記以外の方

・上記の表にかかわらず、64歳以下の方、市町村民税非課税の方や生活保護等を受けている方の負担割合は1割です。

※1 合計所得金額とは、前年の1月から12月までの1年間の総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得など）、土地・建物等の譲渡所得金額（特別控除後）、上場株式等の配当所得金額、株式等の譲渡所得金額などの合計額（損失の繰越控除前）をいいます。なお、平成30年度税制改定に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかった場合と同額に調整して計算します。

※2 年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。

(2) 高額介護サービス費

同一世帯の利用者が支払った利用者負担の1か月あたりの合計が一定の上限額を超えるときは、申請により高額介護サービス費としてその超えた分が支給されます。ただし、福祉用具の購入や住宅改修にかかる負担、施設における居住費（滞在費）や食費などは、高額介護サービス費の対象となりません。

＜利用者負担の上限＞

（1ヶ月あたり）

利用者負担段階区分		上限額
生活保護の受給者など		15,000円（個人）
世帯全員が市町村民税非課税	・高齢福祉年金受給者 ・年金収入 ^{※1} と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方	15,000円（個人）

所有家庭成员均免征市町村民税	24,600日元
课税所得不足380万日元	44,400日元
课税所得为380万日元及以上，不足690万日元	93,000日元
课税所得为690万日元及以上	140,100日元

※1 年金收入不包括“遗族年金”及“障害年金”等非课税年金。

※2 关于“合计所得金额”，参照第13页。

(3) 高额医疗合算介护服务费

除“高额介护服务费”外，从家庭内各医疗保险（国民健康保险、职工保险、后期高龄者医疗制度）的1年间（每年8月至次年7月）医疗保险与介护保险的使用者负担额合算金额中减去家庭的负担限度额，剩余金额如达到501日元及以上，则超过该限度额的部分内，介护保险的相关部分作为“高额医疗合算介护服务费”进行发放。

关于医疗保险的相关部分，作为“高额介护合算疗养费”，由医疗保险人进行发放。

(4) 使用者负担的住宿费/餐费

关于介护保险设施及短期入住服务的住宿费（住宿费）、餐费，根据本人所得及家庭的课税状况（如配偶者分居属于其他家庭，则也对配偶者的课税状况加以考虑），设定使用者负担级别，各个级别分别设定限度额。

在适用限度额时，作为资产条件，存款等必须为一定金额以下。

＜各使用者负担级别的适用条件与使用者负担级别＞（每天）

使用者负担级别			存款金额等（※2） （夫妻）	住宿费（日元）				餐费（日元）	
				集体型单间	集体型单间 多床室	传统型 单间	多床室	短期 入住	设施
第1 级别	生活保护等领取者	无条件	880	550	550 (380)	0	300	300	
	所有家庭成员均免征市町村民 税的老龄福祉年金领取者	1,000 万日元及以下 (2,000 万日元)							
第2 级别	所有家庭成员均免征市町村民 税，且本人全年的年收入等 （※1）为 80 万日元及以下	650 万日元及以下 (1,650 万日元)	880	550	550 (480)	430	600	390	

世帯全員が市町村民税非課税	24,600円
課税所得380万円未満	44,400円
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
課税所得690万円以上	140,100円

※1 年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。

※2 「合計所得金額」については、13ページを参照。

(3) 高額医療合算介護サービス費

「高額介護サービス費」に加え、各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、1年間（毎年8月から翌年7月）の医療保険と介護保険の利用者負担額を合算した額から、世帯の負担限度額を差し引いた額が501円以上となる場合、この限度額を超えた分の内、介護保険にかかる部分を、「高額医療合算介護サービス費」として支給します。

なお、医療保険にかかる部分については、「高額介護合算療養費」として医療保険者より支給されます。

(4) 居住費・食費の利用者負担

介護保険施設および短期入所サービスの居住費（滞在費）・食費については、本人の所得や世帯の課税状況（別世帯に配偶者がいる場合は、その課税状況も勘案します。）によって利用者負担段階が設けられ、その段階ごとに限度が決められます。

なお、限度額の適用にあたっては、資産要件として、預貯金等が一定額以下であることが必要です。

＜利用者負担段階別の適用要件と利用者負担段階＞ (1日あたり)

利用者負担段階			居住費（円）				食費（円）	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	短期入所	施設
第1段階	生活保護等受給者	要件なし	880	550	550 (380)	0	300	300
	世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円)						
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※1)が年間80万円以下	650万円以下 (1,650万円)	880	550	550 (480)	430	600	390

第3级别①	所有家庭成员均免征市町村民税，且本人全年的年金收入等（※1）超过 80 万日元，在 120 万日元及以下	550 万日元及以下 (1, 550 万日元)	1, 370	1, 370	1, 370 (880)	430	1, 000	650
第3级别②	所有家庭成员均免征市町村民税，且本人全年的年金收入等（※1）超过 120 万日元	500 万日元及以下 (1, 500 万日元)					1, 300	1, 360

※1 是指合计所得金额（不包括年金收入的相关所得）与课税年金收入额、非课税年金收入额的合计。

关于“合计所得金额”，参照第 13 页。

※2 第 2 号被保险者的存款金额等的基准为 1, 000 万日元。

※ 住宿费（ ）内的金额是使用介护老人福祉设施或短期入住生活介护时的金额。

（5）痴呆老年人集体之家住宿费补助

针对符合痴呆老年人集体之家规定使用条件的居民（存款等为一定金额（※1）以下，且符合以下条件的居民（※2）），将提供住宿费（房租、水电费）的补助。

所得条件	补助金额
属于市町村民税免征家庭（※3），本人的去年年金收入（包括遗族年金、障害年金等非课税年金）与合计所得金额（不包括年金收入的相关所得）（※4）一共为 80 万日元及以下的居民	20, 000 日元/ 月（上限）
属于市町村民税免征家庭（※3），本人的去年年金收入（包括遗族年金、障害年金等非课税年金）与合计所得金额（不包括年金收入的相关所得）（※4）一共超过 80 万日元的居民	10, 000 日元/ 月（上限）

（※1）单身为 1, 000 万日元，夫妻为 2, 000 万日元。

（※2）不包括生活保护领取者以及中国残留邦人等支援补助领取者。

（※3）如配偶者分居属于其他家庭，则配偶者也属于判定因素。

（※4）关于“合计所得金额”，参照第 13 页。

（6）使用者负担的减免

灾害导致住房等发生严重损坏，或因拥有主要经济收入的家人长期住院等原因，难以支付使用者负担的费用，提交申请后可能获得使用者负担的减免。

有关详情，请咨询住所所在区的区政府福祉课或支所区民福祉课。

第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※1)が年間80万円超120万円以下	550万円以下 (1,550万円)	1,370	1,370	1,370 (880)	430	1,000	650
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※1)が年間120万円超	500万円以下 (1,500万円)					1,300	1,360

※1 合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計を指します。なお、「合計所得金額」については、13ページを参照。

※2 第2号被保険者の預貯金額等の基準は、1,000万円です。

* 居住費の()内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

(5) 認知症高齢者グループホーム居住費助成

認知症高齢者グループホームを利用する一定の要件等を満たす方(預貯金等が一定額(※1)以下であり以下の要件に該当する方(※2))に対して、居住費(家賃・光熱水費)を助成します。

所得要件	助成額
市町村民税非課税世帯(※3)で、本人の前年の年金収入(遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む)と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)(※4)の合計が80万円以下の方	20,000円／月(上限)
市町村民税非課税世帯(※3)で、本人の前年の年金収入(遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む)と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)(※4)の合計が80万円を超える方	10,000円／月(上限)

(※1) 単身で1,000万円、夫婦で2,000万円です。

(※2) 生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は除きます。

(※3) 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も判定に含みます。

(※4) 「合計所得金額」については、13ページを参照。

(6) 利用者負担の減免

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、利用者負担の支払いにお困りの方は、申請により利用者負担が減免されることがあります。

お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課にご相談ください。

介护保险制度的相关咨询/联系部门

名称	电话	传真
千种区政府	7 5 3 - 1 8 4 8	7 5 1 - 3 1 2 0
东区政府	9 3 4 - 1 1 9 5	9 3 6 - 4 3 0 3
北区政府	9 1 7 - 6 5 2 3	9 1 4 - 2 1 0 0
楠支所	9 0 1 - 2 2 6 9	9 0 1 - 2 2 7 1
西区政府	5 2 3 - 4 5 1 9	5 2 1 - 0 0 6 7
山田支所	5 0 1 - 4 9 7 5	5 0 4 - 7 4 0 9
中村区政府	4 3 3 - 2 9 0 6	4 3 3 - 2 0 7 4
中区政府	2 6 5 - 2 3 2 4	2 4 1 - 6 9 8 6
昭和区政府	7 3 5 - 3 9 1 4	7 3 1 - 8 9 0 0
瑞穗区政府	8 5 2 - 9 3 9 6	8 5 1 - 1 3 5 0
热田区政府	6 8 3 - 9 4 0 4	6 8 2 - 0 3 4 6
中川区政府	3 6 3 - 4 3 2 7	3 5 2 - 7 8 2 4
富田支所	3 0 1 - 8 3 7 6	3 0 1 - 8 6 6 1
港区政府	6 5 4 - 9 7 1 5	6 5 1 - 1 1 9 0
南阳支所	3 0 1 - 8 3 4 5	3 0 1 - 8 4 1 1
南区政府	8 2 3 - 9 4 1 5	8 1 1 - 6 3 6 6
守山区政府	7 9 6 - 4 6 0 3	7 9 3 - 1 4 5 1
志段味支所	7 3 6 - 2 1 9 2	7 3 6 - 4 6 7 0
绿区政府	6 2 5 - 3 9 6 4	6 2 1 - 6 8 4 1
德重支所	8 7 5 - 2 2 0 7	8 7 5 - 2 2 1 5
名东区政府	7 7 8 - 3 0 9 7	7 7 4 - 2 7 8 1
天白区政府	8 0 7 - 3 8 9 7	8 0 2 - 9 7 2 6

访问名古屋市政府官网“NAGOYA 介护网络”，了解介护相关信息

这里登载了介护保险制度的说明，可进行介护服务服务商的查询等操作，提供名古屋市关于介护保险的各种信息，欢迎访问浏览。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top>

发行：名古屋市健康福祉局高龄福祉部介护保险课 电话 972-2591 传真 972-4147

本手册根据 2024 年 8 月时最新信息完成制定。今后，公布新的相关政令、部令后，本手册内容可能出现变更。

本手册使用含有废纸纸浆的再生纸制成。